



平成 27 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 江守グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 江守 清隆
(コード：9963、東証第一部)
問合せ先 常務取締役グループ管理部門担当 揚原 安麿
(TEL 0776-36-9963)

中国子会社における追加調査の経過及びご報告の日程に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 10 日及び同年 2 月 14 日付で開示しました「中国子会社における追加調査に関するお知らせ」及び「(経過開示) 中国子会社における追加調査に関するお知らせ」のとおり、中国子会社における売掛債権の滞留に関し、外部の弁護士事務所に委託して、取引の妥当性について調査を進めるとともに、中国子会社における売上の実在性について、監査法人による監査の一環として客観的調査を進めて参りました。また、中国子会社における重大な内部規則違反の疑義についても、上記弁護士事務所及び当社コンプライアンス委員会による調査を進めて参りました。(これらの調査の概要については、平成 27 年 2 月 14 日付けの当社お知らせをご参照ください。)

取引の妥当性に関する調査については、上記弁護士事務所より、2 月末を目処に進めてきた、関係者の聞き取りをはじめとする中国現地における調査が一通り完了し、現在、聞き取り結果の精査・検討及び電話による追加の聞き取り調査等を行っているとの報告を受けております。なお、現時点では懸念していた重大な事実は検出されておられません。

売上の実在性に関する調査については、監査法人による監査の一環として現在も進行中であり、今後、貸倒引当金の計上額等の監査結果と併せて調査結果の報告を受ける予定です。

重大な内部規則違反に関する調査については、決算の修正や注記の追加の原因となって監査法人の監査に影響を及ぼしうる事項から先行して、中国現地における調査・資料収集を行っておりますが、現時点では懸念していた重大な事実は検出されておられません。なお、当該事項以外については今後も引き続き、コンプライアンス関連の社内活動において必要な対応を行ってまいります。

これらの調査結果の開示については、監査結果に影響を与える可能性があることから、平成 27 年 3 月 16 日を予定しております。平成 27 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出と同時にご報告させて頂く予定です。

株主をはじめとする関係者の皆様におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけし申し訳

ございませんが、当社は、第3四半期報告書の提出に向けて、鋭意努力して参りますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上